

水族館のイルカショーを国際社会はどう見ているか

種の保存、調査研究、地域漁業、娯楽...衝突する問題に日本は真正面から向き合え

諸坂佐利 神奈川大学法学部准教授

「水族館」に対して、読者の皆さんはどのようなイメージを2019年12月23日持っているだろうか。休日に家族や友人、恋人と訪れ、多種多様な生き物の優雅な動きや滑稽ながら愛くるしいしぐさに魅了されたり、非日常を体感したり、癒されたり。いずれにしても水族館は、私たちのアミューズメント施設であり、レクリエーションの空間であることは疑いようもない。そういった意味では、水族館の生き物は、私たちのために存在する。

一方で、日本動物園水族館協会（JAZA）や世界動物園水族館協会（WAZA）の公式見解によれば、水族館という場は、動物園とともに、地球上の貴重な生物の「種の保存」（域外保全）、そしてそのための「調査・研究」、さらにはそういった学術成果を一般に普及啓発する「教育・環境教育」の場であるとされている。いわば生物の飼育、管理、繁殖、保全に向けた研究機関という側面がある。すなわち水族館は、生き物のための施設でもあるのである。



海外ではイルカショーをやめる施設も出ている Svetlana Turchenick/shutterstock.com

このように、「水族館は人間のための施設であり、生き物のための施設でもある」という視点に立った際に、日本国内の水族館と呼ばれる施設には、数多くの課題が存在する。その一例として、「イルカ問題」を取り上げたい。

太地町のイルカ追い込み漁と水族館

「イルカ問題」と聞いて、今も記憶に新しいものとして、2014年から2015年にかけて起きた騒動（これを本稿では「2015年騒動」という）がまず挙げられる。この2015年騒動では、JAZA加盟の水族館が、和歌山県太地町などで行われる追い込み漁で捕獲されたイルカなどを継続的に購入してきたことに対し、「手法が残酷だ」などとして、WAZAがJAZAの会員資格停止処分を警告。JAZAは撤回を求めて追い込み漁で捕獲されたイルカの入手を今後一切禁止すると採択した。また、その過程で、JAZAの当該採択に不満を持ついくつかの水族館がJAZAを脱退し、新たに日本鯨類研究協議会（JACRE）を立ち上げたという一連の騒動である。



「イルカを救え」と書いた横断幕を広げる反捕鯨団体のメンバーら＝2014年9月、和歌山県太地町役場前

このように書くと、2015年騒動とは「イルカ問題」の象徴的事例であり、海外から見て「残酷」とされる入手方法をめぐり一連の問題であったかのように思われるかもしれない。しかし、「イルカ問題」とは、入手方法に限定される問題ではないばかりか、捕獲や入手といった問題は、「イルカ問題」の核心でもない、筆者は考える。では、2015年騒動が触れなかった問題とは何なのか。

先述の通り、WAZAやJAZAが水族館は「人間のための施設であり、生き物のための施設でもある」とする以上、「イルカ問題」の核心とは、水族館でイルカショーを行う是非論や、水族館でイルカやクジラ（以下、鯨類とする）を飼育、展示すること自体の意義そのものではないか、というのが筆者の主張である。こうした主張から改めて日本の水族館を眺めると、2015年騒動の影に隠されてしまった数々の課題が浮かぶ。これらは、日本の水族館の問題でもあり、それを曖昧にしているWAZAやJAZAの問題でもあり、そして今も続く問題なのである。

ショーの是非も鯨食文化も議論を避け

WAZAは、従来から公式ステイトメントとして、水族館とは「種の保存」、すなわち「繁殖の拠点」であると宣言しておきながら、JAZA加盟園館で繁殖施設すら持たない水族館、つまり、種の保存に貢献する可能性の極めて低い施設への批判を展開しなかった。日本には、水族館と名乗るには疑問を覚えるような施設があるという現状には目をつぶったと言えるだろう。



警察官が警戒するなか、イルカ漁に反対する団体のメンバーが港に集まった = 2014年9月、和歌山県太地町

一方、繁殖が可能な施設にも課題はあった。WAZAは、日本が鯨類を食べる文化を有している点に関して是非論に及ばなかった。少し説明が必要になるが、ここには、日本の水族館で鯨類を繁殖する努力は何のためなのか、という問題が含まれている。つまり、水族館で増やされた個体を野生復帰させた場合、その個体は食用捕獲のリスクにさらされる懸念がある。水族館で増やした個体を食用捕獲するのであれば、これは保全事業というより、水産業、養殖業ではないのか。

WAZAはこうした重要な論点にも触れなかった。

また、WAZAはイルカショーの是非を論ずることもしておらず、加えて、イルカショーのための「調教」のあり方を含めた飼育・管理などに関する個別具体的な動物福祉的観点からの批判もしなかった。しかし、イルカショーには、動物福祉的観点から極めて強い批判も出ており、海外ではショーをやめる施設が出る中、当時の日本国内では大方の水族館で、ショーが続けられていた。WAZAは入手や捕獲の過程を問題視しながら、こうした飼育・管理のあり方には、踏み込まなかった。

国際スポーツ大会の外国選手からも痛烈な批判

そして今も「イルカ問題」は、何ら解決していない。2015年騒動で問題になった追い込み漁からのイルカの入手は、JAZAが今後一切禁止するという採択で決着をつけたが、JAZAを脱退した水族館はJACREを立ち上げ、今も太地からの入手を続けている。この点についてWAZAもJAZAも何らの批判も展開していない。WAZAもJAZAも加盟する園館の動物でなければ、その福祉について口をつぐむような組織なのだろうか。

WAZAについてさらに言えば、2015年騒動の一連の交渉過程で、いったんは期間限定で追い込み漁からの入手を許可した経緯もある。これは、動物福祉の観点から追い込み漁による鯨類入手を完全否定した、2004年のWAZA総会（台北）における採択と矛盾する恐れがある。そもそも、動物福祉というものに対して、あるときは批判したり、あるときは妥協の材料にしたり、加盟園館でなけ



出漁する追い込み漁の船団 = 2017年9月、和歌山県太地町

れば目をつぶるという姿勢には疑問が残ると言わざるを得ない。

筆者の懸念が現実化したような事例もあった。2018年9月、2020年東京五輪に向けたセーリングのテスト大会第1号となるワールドカップが開催されたが、その開会式でJACREの中心的存在ともいえる新江ノ島水族館がイルカショーを披露。これを一部の外国人選手らがSNSを通じて痛烈に批判したことから、イルカショーにとどまらず、イルカの捕獲や展示そのものへの批判が拡大した。これを受けて同競技を統括する国際セーリング連盟も日本側の大会実行委員会への「失望」や「再発防止の要求」を表明。日本セーリング連盟は、会長が謝罪する事態へと追い込まれた。

この一事を見ても明らかなように、「イルカ問題」は、追い込み漁からの入手という問題だけではないし、かつ一園館の経営方針の問題でもない。事は、国際問題にも発展しかねないのである。2015年騒動の追い込み漁の是非論は、この問題の氷山の一角に過ぎない。水族館にとってもJAZAを脱会すれば逃れられるといった単純な問題でもないのだ。

「イルカ問題」に官民の建設的議論を

問題の本質は、水族館とは、いかなる社会的意義や使命を有する企業体なのかということである。自然環境破壊は、地球規模で刻々と進んでいる。いまや「種の保存」という国際社会の共有テーマに対して、動物園や水族館がその「域外保全」施設として重要な使命を負託されていることは明白なる事実であり、そこで飼育・管理される動物の福祉がグローバルスタンダードを見据えて客観的・具体的に整備されなければならないことも、今や常識になりつつある。我が国の水族館は、これまでの業界の常識が今や非常識となり得ることに敏感になるべきである。

なお筆者は、イルカショーを全面的に否定するものでは決してない。問題は何をどのように見せるか、伝えるか。水族館側のポリシーの問題だと思う。そして観客が単に「可愛かった」、「面白かった」という感想以上の知的興奮を与える仕掛け、プレゼンテーション能力が問われているのだと考える。無論、この話は、需要と供給。観客側のリテラシーの問題でもある。しかしそのボトムアップに対する責任は、やはり「供給側」、すなわち水族館に責任がある。



絵画のようだと話題のイルカショー
= 2018年8月、仙台市宮城野区、うみの杜水族館

国にも抜本的な法制度改革を通じて、「イルカ問題」に答えるというミッションが存在すると言えるだろう。水族館の設置・経営に関しては動物愛護管理法、種の保存法、生物多様性基本法が関わる以上、その意味では水族館の所轄官庁は環境省である。また「追い込み漁」は、国内法制においては、明確に合法的な漁法であって、それに対して海外から批判を受ければ、説明責任は水産庁にあると言わざるを得ない。しかし、2015年騒動において、環境省や水産庁は、一切の公式ステートメントを発出していない。こ

うした国の「我関せず」という姿勢も「イルカ問題」のひとつとして考えなければならぬ。

2020年はオリンピックイヤーである。近年稀にみるたくさんの人々が世界各国から訪れる。その人々は観戦のついでに国内旅行もするだろう。もしそこでイルカショーをみた外国人が再びSNSでネガティブキャンペーンを行ったら、そしてそれに反捕鯨団体が刺激され、ある種のテロ行為に及んでしまったら...

2019/12/29

水族館のイルカショーを国際社会はどう見ているか - 諸坂佐利 | 論座 - 朝日新聞社の言論サイト

繰り返すが、もはや「イルカ問題」は、ある一部の水族館の問題ではない。我が国の国際信用力の低下、国際問題にも発展しかねない問題であり、業界全体、そして国として向き合うべきリスクなのだ。

※なお本テーマに関連する業績としては、拙著「我が国の『水族館』を取り巻く法環境に関する法解釈学的及び法政策学的考察 - いわゆる『イルカ問題』にも触れながら」『博物館研究』Vol.53 No.11(No.605), pp. 18-23 (令和元年度「棚橋賞」受賞論文)がある。

2019/12/29

水族館のイルカショーを国際社会はどう見ているか - 諸坂佐利 | 論座 - 朝日新聞社の言論サイト



諸坂佐利 (もろさか・さとし) 神奈川県立大学法学部准教授

1968生まれ。明治大学大学院修了後、筑波大、日本大などの非常勤講師を経て現職。イリオモテヤマネコの保全に向けた条例制定に携わって以降、希少種保全、外来種対策、動物園・水族館政策に関して、法解釈学、法政策学的観点から研究。公益社団法人日本動物園水族館協会顧問。